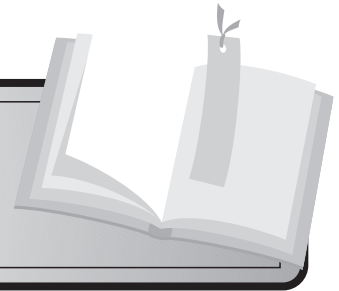


司法書士も必読？ 読んでおきたい政策文書



こんにちは。芝田です。

書籍紹介のコーナーへの執筆を依頼されたのですが、実を申しますと、私はほんとうに本をちゃんと読まない人間でして、恥ずかしながら、みなさまにお勧めできるような書物がほとんどないのです。だったら、なんで引き受けたんだとお叱りを受けそうですが、ひとつ、ぜひご紹介申し上げたい「文書」があります。

平成30年度、私は、日司連総研の臨時の研修員として登録させていただき、2019年3月発行の司法書士論叢THINK第117号に「地域共生社会の創造における司法書士の役割」という拙稿を掲載いただきました。

本稿を執筆させていただいた翌年度、令和元年度に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）が設置され、2019年12月26日、同委員会による「最終とりまとめ」が発表されました。ご紹介したいのは、この「最終とりまとめ」です。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

I 地域共生社会の理念

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフティネットが強化され、重層的なものとなっていく。

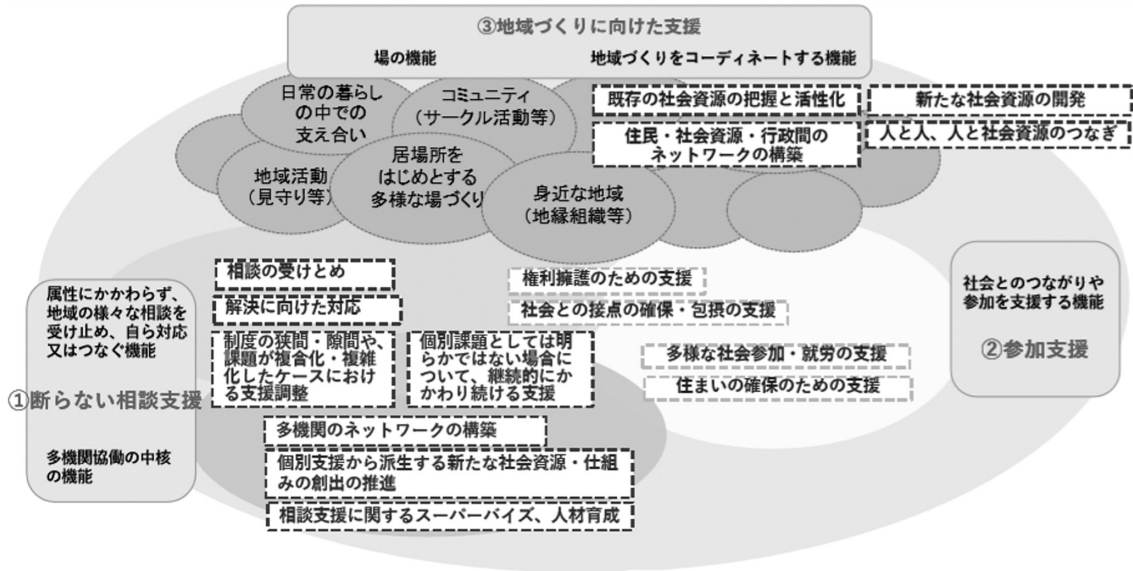
地域共生社会とは？

「最終とりまとめ」では「地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。」と解説されています。

なんか壮大ですね。というかファンタジック。そうなんです。政府の諮問機関が作成した文書なのに、現実の制約に拘泥せず、文化のレベルで将来を語り夢見るといふ実にダイナミックで破天荒な文書なのです。

新たな包括的な支援の機能等について

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①断らない相談支援
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



そして、「地域共生社会」を実現するために、必要な行動・施策として3つを掲げました。「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」です。

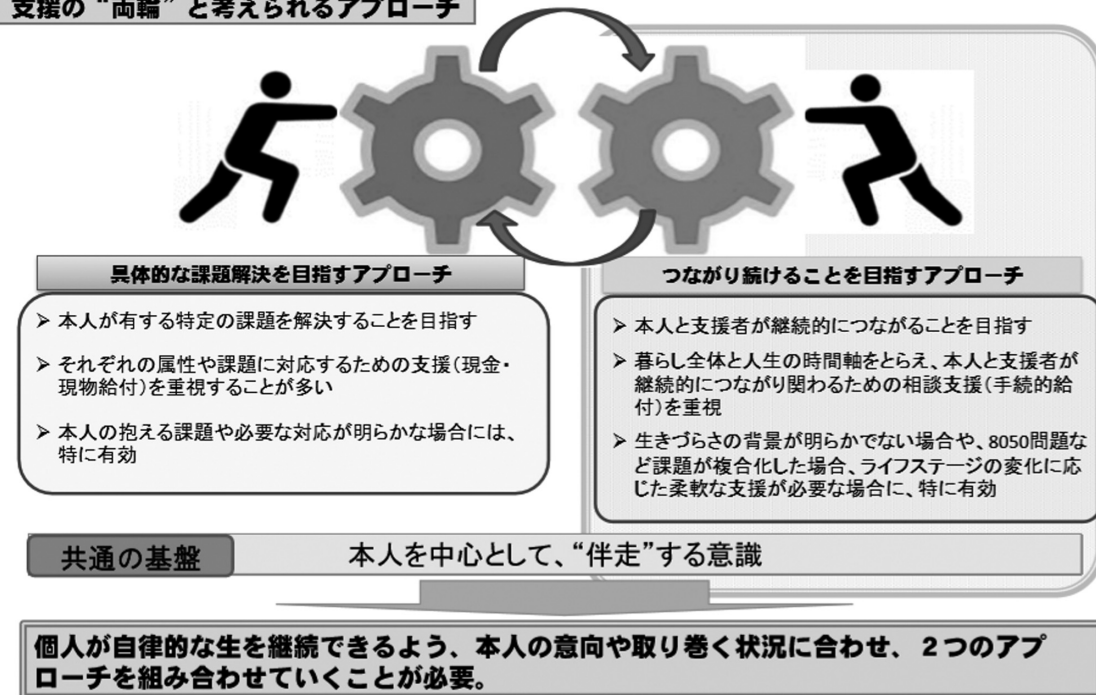
まず「断らない支援」。行政が、どんな相談も「断らない」と明言しこれを方針とすることじたい大きな驚きです。具体的なスキームとして、①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能(相談を受け止める機能)②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能(多機関協働の中核の機能)③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能(継続的につながる機能)を整えるとしています。

そして、「参加支援」。私はこの言葉がとても気に入っています。これまでも「居場所」の必要性とか、社会における「役割」とか、様々な言葉で語られてきましたが、「参加支援」という新たな四文字熟語が、これからはすべしことをすっきりと浮かび上がらせたように感じています。

ちなみに、司法書士の使命でもある「権利擁護」は、上記の図では、「参加支援」に属しています。権利擁護が参加支援??その意図を探求したくはならないですが、それは次の機会にいたしましょう。

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



6

また「最終とりまとめ」では、支援の両輪として「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」の2つの支援を掲げました。こちらも、「問題解決」「つながり」「ゆるい関係」などこれまでイメージとして語られてきた課題やスキームが一気に明確になったように思われます。しかも、「つながり続ける支援」はなんと公的な責任であると明言しています。現物給付と対をなすものとして「手続的給付」という概念を持ち出し、社会的に孤立した人や問題を抱えた人が支援者とながら続けるよう支援を提供することを公的機関が行おうというわけです。

私が、ホームレス支援、障害者支援等の福祉の現場に携わることが多いからかもしれませんが、この「最終とりまとめ」は今後の社会に大きな影響を与えるものになるだろうと予感しています。また、私自身、司法書士として、NPO活動を行う一個人として、地域共生社会づくりに向けて役割を果たしていきたいとも思っています。

司法書士も、法律をとおして対人援助を行う職能です。今後の社会において「支援」というものがどのようなものになっていくのか、という課題は司法書士にとっても重要なものであり、決して無縁ではありません。それに、「地域づくりに向けた支援」で述べられているように、地域共生社会づくりの主役は住民ひとりひとりです。みなさまも、ぜひ、司法書士として以上に一住民として、地域共生社会づくりにほどよく参加してみられては、と思います。